

ごみの減量化と再資源化

ごみの減量化と再資源化を推進するため、本市の次の各事業にご協力をお願いします。

また、地域住民団体や事業者のかたに有意義な制度もありますので活用をお願いします。

◆再生資源集団回収制度

自治会・子供会などの地域住民団体が再生資源を回収しますと、市から報奨金が交付されます。

地域住民団体が市の登録回収業者に申し込み、買い取ってもらうことで、回収業者からも買取料金が収入として入ります。地域住民団体の活動費用として、ご活用いただけます。



◆ごみ減量化・再資源化推進宣言の店

「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」の指定店として、指定していることを本市のホームページに店名を掲載させていただきます。お店の宣伝として、有効活用できますので、登録をお願いします。

◆粗大ごみのリユース



粗大ごみとして収集した家具と自転車を再生品として、有効利用するため、リユースフェスタで希望者にお譲りします。家具は無料で、自転車は有料で、提供します。

次回は、8月に開催予定です。

◆フリーマーケット

ごみの減量化や資源保護に対する関心を高めていただくことを目的として、芦屋市商工会と連携しフリーマーケットを開催します。

【開催日時】6月8日(日)午前10時～午後3時(雨天中止)

【開催場所】JR芦屋駅北側ペデストリアンデッキ



各事業の詳細は、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

10月1日から 持ち込みごみは予約が必要になります

問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

環境処理センターに持ち込まれるごみについて、ごみの減量化や適正処理の推進のため、10月1日から、予約が必要になります。持ち込めるのは、市内で発生したごみに限ります。ご協力をお願いします。

- 目的 ごみの減量化や適正処理を推進するため、10月1日(水)から環境処理センターに持ち込まれるごみは、事前の予約が必要になります。また、予約制の導入により、事業系ごみが持ち込まれる状況を把握し、市内の店舗・事業所から出されるごみの適正処理を推進します。
- 予約の時間にお聞きすること ①市内のごみですか？ ②家庭系のごみですか？事業系のごみですか？ ③ごみの種類は何ですか？ ④搬入日はいつですか？ ⑤ご住所はどこですか？ ⑥誰が持ち込みますか？

※予約が集中しますと、電話が混み合って、つながりにくい場合があります。ご了承ください。

「持ち込みごみ」の予約からごみを捨てるまでの流れ

予 約

1週間前から前日までに予約をしてください。

9月24日(水)から電話で予約ができます。
10月1日(水)から予約による持ち込みが始まります。

【予約専用電話】☎32-5375

お掛け間違いのないようにお願いします。

《月曜日～金曜日》※祝日も受け付けます。

■午前9時～正午

■午後0時45分～4時30分

※年末年始は、取り扱いが異なります。

はい！
持ち込みごみの
予約センターです。

ごみの持ち込みの
予約をお願いします。

予約した持ち込みの当日

重さを量ります。廃棄物処理手数料を支払います。

ごみを捨てます。

完了

ごみの持ち込みに、必要なことをお聞きします。

①予約番号は、何番ですか？

②本人確認のため、運転免許証等を見せてください。

あなたの
予約番号は、
〇〇番
です。

環境処理センター—運転状況結果（平成25年度）

1 焼却灰熱灼減量		
項目	年平均値	規制値
熱灼減量	3.96	10.00

2 (1)騒音			
区分	焼却炉運転中		敷地境界内における基準値
	境界内	境界外	
測定日	11月20日～21日		—
〈朝〉午前6時～8時	46(53)	47(55)	50
〈昼〉午前8時～午後6時	52(56)	51(60)	60
〈夕〉午後6時～10時	43(53)	46(57)	50
〈夜〉午後10時～午前6時	41(43)	44(47)	45

2 (2)振動			
区分	焼却炉運転中		敷地境界内における基準値
	境界内	境界外	
測定日	11月20日～21日		—
〈昼〉午前8時～午後7時	30	53	60
〈夜〉午後7時～午前8時	27	27	55

3 (3)臭気	
区分	環境処理センター敷地境界
測定日	11月20日
悪臭物質濃度	すべて悪臭防止法基準内

3 大気環境調査						
区分	単位	打出浜小学校		高浜町9高層		規制値
測定日	—	10月7日・8日	平成26年2月19日・20日	10月7日・8日	平成26年2月19日・20日	1日平均環境基準
浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.022	0.012	0.015	0.012	0.100
二酸化硫黄	ppm	0.000	0.001	0.000	0.000	0.040
二酸化窒素	ppm	0.014	0.013	0.010	0.003	0.040～0.060
一酸化窒素	ppm	0.010	0.013	0.002	0.008	—
塩化水素	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—

4 排出ガスの排出濃度									
区分	単位	1号炉			2号炉			基準値	規制値
測定日	—	5月22日	11月13日	7月17日	8月28日	平成26年1月15日	平成26年2月26日	—	—
ばいじん	g/m ³ N	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.02	0.08
硫酸化物	ppm	<1	2	<1	<1	<1	<1	20	150
窒素酸化物	ppm	40	34	35	30	42	43	60	250
塩化水素	ppm	1	6	4	3	5	<1	25	430

5 排ガス中のダイオキシン類			
区分	1号炉	2号炉	規制値
測定日	5月22日	平成26年1月15日	—
ダイオキシン類	0.006	0.012	1.00

6 焼却灰・バグ灰中のダイオキシン類			
区分	焼却灰	バグ灰	規制値
測定日	平成26年1月15日	平成26年1月14日	—
ダイオキシン類	0.0078	0.36(※)	3

※バグ灰は、薬剤処理をしているため、基準(規制値)を適用しない。